

# 兵庫県公報

平成24年12月11日 火曜日 第 2448 号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

| 告 示                            | ページ |
|--------------------------------|-----|
| ○ 保安林の指定の予定通知（豊かな森づくり課）        | 1   |
| ○ 同 上 (同)                      | 1   |
| ○ 同 上 (同)                      | 2   |
| ○ 同 上 (同)                      | 2   |
| ○ 同 上 (同)                      | 3   |
| ○ 同 上 (同)                      | 3   |
| ○ 同 上 (同)                      | 4   |
| ○ 保安林の指定施業要件の変更予定通知（同）         | 4   |
| ○ 都市計画の変更に係る案の縦覧（都市計画課）        | 5   |
| ○ 土地区画整理事業の換地処分完了の届出（市街地整備課）   | 5   |
| 公 告                            |     |
| ○ 大規模小売店舗の新設に関する届出（中播磨県民局）     | 5   |
| ○ 大規模小売店舗の変更に係る届出（都市計画課）       | 6   |
| ○ 大規模小売店舗に対する市町の意見の概要（同）       | 8   |
| ○ 同 上 (同)                      | 8   |
| ○ 大規模小売店舗に対する市町等の意見の概要（東播磨県民局） | 8   |

## 告 示

### 兵庫県告示第1547号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成24年12月11日

兵庫県知事 井戸敏三

- 保安林予定森林の所在場所  
豊岡市出石町上村字マナド122の1
- 指定の目的  
水源の涵養
- 指定施業要件
  - 立木の伐採の方法  
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

~~~~~

### 兵庫県告示第1548号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成24年12月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所  
養父市大屋町宮垣字天満山224の164
  - 2 指定の目的  
水源の涵養
  - 3 指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第1549号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成24年12月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所  
朝来市佐囊字南口山263の1、263の2、264の4、264の5、字深サコ266
  - 2 指定の目的  
水源の涵養
  - 3 指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第1550号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成24年12月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所  
豊岡市但東町出合市場字家ノ奥4の1、4の3、4の6、字家ノ脇543から545まで
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字家ノ奥4の1、4の3・4の6（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、字家ノ脇543から545まで

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第1551号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成24年12月11日

兵庫県知事 井戸敏三

1 保安林予定森林の所在場所

朝来市和田山町林垣字西ケ谷3087、3091、3095、3097、3098、字大谷3106から3111まで、3112の1、3112の2、3113、字カジ谷3117、3119、3120、3124、3126、3127の2、3127の3、3217の5、3127の6、3127の8から3217の13まで、3128の1、3128の2、3129、3131の1、3131の2、和田山町寺内字大明神80から85まで、87、88、90

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第1552号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成24年12月11日

兵庫県知事 井戸敏三

1 保安林予定森林の所在場所

朝来市羽濑字西井山5の1、16の1、16の2、17の1から17の5まで、18、19の1、19の2、20、20の1、21、22、22の1、23、24の1、字柴苔25、26の1、26の2、27、28の1、29の1から29の3まで、30、31の1、31の2、32から34まで、35の1から35の4まで、36から39まで

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字西井山17の1・18・20・20の1・22の1・23・字柴苔25・26の1・26の2・28の1（以上10筆について次の図に示す部分に限る。）

- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
  - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第1553号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成24年12月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所  
朝来市岩津字小谷33、34の2
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第1554号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成24年12月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
宍粟市一宮町東河内字乗岡1786の1
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、西播磨県民局光都農林水産振興事務所及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第1555号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更するので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、当該都市計画案を次のとおり縦覧に供する。

なお、この都市計画区域に係る関係市町の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

この意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢及びこの案件についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を神戸市中央区下山手通5丁目10番1号兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課に提出すること。

平成24年12月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 都市計画の種類及び名称

淡路都市計画道路

3.5.371号志筑環状線ほか1路線

2 都市計画を変更する土地の区域

淡路市志筑字池尻並びに中田字大円道下、字大円道、字大池尻、字古堤、字八升築、字大谷口、字宇ノ森、字番匠屋及び字大池奥

3 都市計画の案の縦覧期間

平成24年12月11日から同月25日まで

4 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び淡路市都市整備部都市計画課



**兵庫県告示第1556号**

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第3項の規定により、大和ハウス工業株式会社から阪神間都市計画事業北摂三田第二テクノパークA地区土地区画整理事業の換地処分完了の届出があった。

平成24年12月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

**公 告**

**大規模小売店舗の新設に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるることができる。

平成24年12月11日

中播磨県民局長 玉 田 尋 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 (仮称) ジョーシン姫路楠店

所在地 姫路市楠町140番地1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 上新電機株式会社

代表者の氏名 土 井 栄 次

住所 大阪市浪速区日本橋西一丁目6番5号

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 上新電機株式会社

代表者の氏名 土 井 栄 次

住所 大阪市浪速区日本橋西一丁目6番5号

- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
平成25年 7月16日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
2,358平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の収容台数  
105台
  - (2) 駐輪場の収容台数  
71台
  - (3) 荷さばき施設の面積  
48.0平方メートル
  - (4) 廃棄物等の保管施設の容量  
18.0立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

| 小売業を行う者の氏名又は名称 | 開店時刻 | 閉店時刻    |
|----------------|------|---------|
| 上新電機株式会社       | 午前9時 | 午後9時30分 |

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前8時30分から午後10時まで
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数  
入口1箇所、出口1箇所、出入口1箇所
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時から午後10時まで
- 8 届出年月日  
平成24年11月15日
- 9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民局姫路土木事務所まちづくり建築課
  - (2) 縦覧期間  
平成24年12月11日から4月間
- 10 意見書の提出期限及び提出先
  - (1) 提出期限  
平成25年4月11日
  - (2) 提出先  
中播磨県民局姫路土木事務所まちづくり建築課  
〒670-0947 姫路市北条一丁目98番地



**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成24年12月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 やぶYタウン  
所在地 養父市上箇153番地1

| 氏名又は名称                 | 住所                               | 代表者の氏名  |
|------------------------|----------------------------------|---------|
| 養父町開発株式会社              | 養父市小城567番地                       | 藤 岡 美智夫 |
| コーナン商事株式会社             | 堺市西区鳳東町4丁401番地1                  | 疋 田 耕 造 |
| マックスバリュ西日本株式会社         | 広島市南区段原南一丁目3番52号                 | 岩 本 隆 雄 |
| 株式会社サンキュー              | 福井市新保町2字3番                       | 三 嶋 恒 夫 |
| 株式会社三城                 | 東京都中央区銀座一丁目7番7号                  | 加 賀 純 一 |
| 有限会社朝倉酒食料品店<br>真 狩 和 雄 | 養父市八鹿町八鹿1059番地<br>豊岡市日高町土居80番地の7 | 朝 倉 猛   |

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

ア 変更前

| 名称        | 住所         | 代表者の氏名  |
|-----------|------------|---------|
| 養父町開発株式会社 | 養父市小城567番地 | 藤 岡 美智夫 |

イ 変更後

| 名称             | 住所               | 代表者の氏名  |
|----------------|------------------|---------|
| 養父町開発株式会社      | 養父市小城567番地       | 藤 岡 美智夫 |
| コーナン商事株式会社     | 堺市西区鳳東町4丁401番地1  | 疋 田 耕 造 |
| マックスバリュ西日本株式会社 | 広島市南区段原南一丁目3番52号 | 岩 本 隆 雄 |

外4者

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

ア 変更前

| 名称         | 住所              | 代表者の氏名  |
|------------|-----------------|---------|
| コーナン商事株式会社 | 堺市西区鳳東町4丁401番地1 | 疋 田 耕 造 |
| 株式会社サンキュー  | 福井市新保町2字3番      | 岡 嶋 昇 一 |
| 株式会社三城     | 東京都中央区銀座一丁目7番7号 | 多 根 弘 師 |

外6者

イ 変更後

| 名称         | 住所              | 代表者の氏名  |
|------------|-----------------|---------|
| コーナン商事株式会社 | 堺市西区鳳東町4丁401番地1 | 疋 田 耕 造 |
| 株式会社サンキュー  | 福井市新保町2字3番      | 三 嶋 恒 夫 |
| 株式会社三城     | 東京都中央区銀座一丁目7番7号 | 加 賀 純 一 |

外6者

4 変更年月日

(1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

平成23年6月24日ほか

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

平成24年9月26日ほか

5 届出年月日

平成24年11月26日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり建築第1課

(2) 縦覧期間

平成24年12月11日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成25年4月11日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



**大規模小売店舗に対する市町の意見の概要**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成24年12月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 日高ショッピングタウン  
 所在地 豊岡市日高町土居字野田367
- 2 同法第8条第1項の規定により豊岡市から聴取した意見の概要
  - (1) 騒音規制法（昭和43年法律第98号）等の関係法令を遵守するとともに、開店時刻の変更に伴う騒音公害の防止については特に留意すること。
  - (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）等の関係法令を遵守すること。
  - (3) 道路が混雑する時間帯においては、特に駐車場の入出庫に係る交通事故防止対策を講じること。
  - (4) 駐車場②については、都市計画法あるいは豊岡市良好な地域環境を確保するための開発行為の手続等に関する条例（平成19年豊岡市条例第31号）に基づく手続が必要な場合は、開発指導等に係る協議をすること。
  - (5) 既設屋外広告物に係る広告物表示面積の合計等が屋外広告物条例（平成4年兵庫県条例第22号）の基準を超過しているおそれがあるため確認すること。
  - (6) 駐車場②については、施設の規模によっては緑豊かな地域環境の形成に関する条例（平成6年兵庫県条例第16号）に基づく届出が必要であること。
  - (7) 来客車輛による交通停滞が生じないように対策を講じること。
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
 兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり建築第1課
  - (2) 縦覧期間  
 平成24年12月11日から1月間



**大規模小売店舗に対する市町の意見の概要**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成24年12月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 えるむプラザ  
 所在地 三田市すずかけ台二丁目3番ほか
- 2 同法第8条第1項の規定により三田市から聴取した意見の概要  
 駐輪場④は消防活動空地に隣接しており、駐輪スペースが縮小されることから駐輪状況が悪化することが考えられ、消防活動に支障をきたすおそれがある。利用者に対する駐輪ルールの徹底と警備員等による駐輪車両の整理整頓の実施をお願いする。
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
 兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課
  - (2) 縦覧期間  
 平成24年12月11日から1月間



**大規模小売店舗に対する市町等の意見の概要**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により聴取した意見の概要及び同条第2

項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成24年12月11日

東播磨県民局長 福 田 好 宏

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 ドラッグコスモス高砂曾根店  
 所在地 高砂市曾根町字松東700番ほか
- 2 同法第8条第1項の規定により高砂市から聴取した意見の概要
  - (1) 都市機能について
    - ア 事前協議指示事項、開発指導要綱及び技術基準を遵守すること。
    - イ 北側隣接道路（市道）の構造について、協議すること。
  - (2) 道路交通について
    - ア 伊保268号線及び県道交差点部において歩行者、自転車、特に通学児童の安全対策を講じること。
    - イ 出口②付近は通学路となっているため、安全対策を講じること。
    - ウ 店内から出る自動車等と自転車、歩行者との出口を分けること。
  - (3) 騒音悪臭等について
    - ア 騒音の規制基準を遵守すること。
  - (4) 廃棄物、リサイクルについて
    - ア 産業廃棄物の処理については適正に行うこと。
    - イ 廃棄物については法令を遵守し、適正に処理すること。
  - (5) 全般について
    - ア 店舗周辺は住宅街になっているため、地元自治会等と十分調整を図ること。
    - イ 北側道路（市道伊保268号線）は、小中学校の通学路であるため、児童・生徒の通学における安全確保に配慮すること。
    - ウ 高砂市商業の活性化に関する条例（平成23年高砂市条例第27号）（第4条 事業者の役割として商業活性化施策への協力及び地域経済団体等への加入、第5条 大型店舗を営む営業所の役割として地域社会への貢献）を考慮すること。
- 3 同法第8条第2項の規定により述べられた意見の概要

| 意見書提出者名 | 意見の概要                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 造 作 健 治 | 1 西側住宅地への交通量軽減対策について<br>周辺地域は第一種低層住居専用地域であり、静かな環境が保たれてきている。当該店舗の出店により域内の車の通行量は必ず増加する。地域の自治会としては株式会社コスモス薬品と合意しているものの、個人的には納得できない。<br>2 近接地域の夏季における温度上昇軽減対策について<br>市街化区域内の水田が宅地化することで近接地域の気温が上昇する。当然のことであるけれど、近年のヒートアイランド現象を抑えるために大規模店舗は配慮すべきである。駐車場に従来のアスファルト舗装等ではなく、保水性のある舗装材を使用してもらいたい。真夏の日中の表面温度が約15度低いといわれる。周辺住民の健康を標榜する企業として是非取り組んでいただきたい。 |

- 4 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
 兵庫県土整備部まちづくり局都市計画課及び東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課
  - (2) 縦覧期間  
 平成24年12月11日から1月間